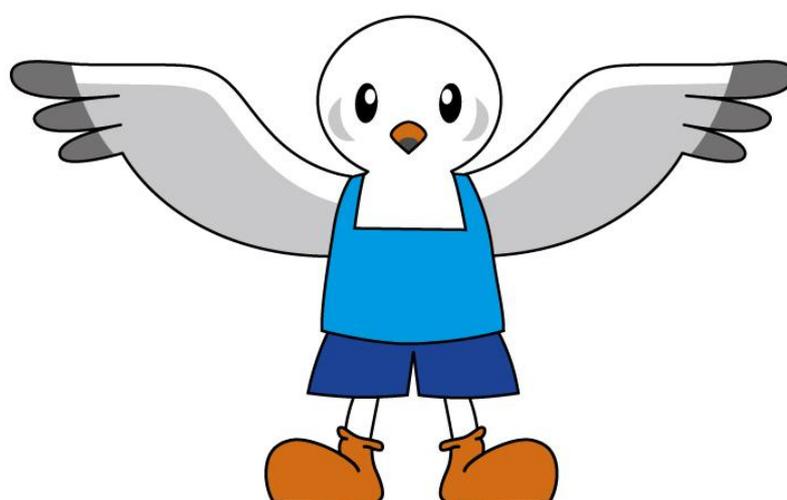




第68回国民体育大会

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会
設立発起人会



東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

スポーツ祭東京2013

日時 平成23年3月22日(火)

午後3時開会

場所 市公室

目 次

- スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立発起人会 発起人名簿…………… 1
- 第68回国民体育大会にむけての経過概要…………… 2
- 第68回国民体育大会武蔵村山市開催競技及び競技会場予定施設…………… 5
- 議事
 - 第1号議案
 - スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立趣意書(案)について…………… 6
 - 第2号議案
 - スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則(案)について…………… 8
 - 第3号議案
 - スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会役員・委員等の選任(案)について…15
- その他
 - スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立総会の日程について……………22
- 参考資料
 - 資料1 第68回国民体育大会武蔵村山市開催準備経過の概要……………23
 - 資料2 第68回国民体育大会開催に向けたスケジュール……………24

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立発起人会

発 起 人 名 簿

※ 順不同 敬称略

役 職	氏 名
武 蔵 村 山 市 長	ふじの まさる 藤野 勝
武 蔵 村 山 市 議 会 議 長	ひる まいちろう 比留間市郎
武 蔵 村 山 市 体 育 協 会 会 長	みやしたきよずみ 宮下清住
武 蔵 村 山 市 商 工 会 会 長	まつだあきお 松田昭男
武 蔵 村 山 市 教 育 委 員 会 教 育 長	もちだひろし 持田浩志

第68回国民体育大会にむけての経過概要

1 大会開催概要

(1) これまでの概要

- ・ 平成元年11月 東京都市長会及び東京都町村会が東京都知事（以下「都知事」という。）に「東京多摩国体（仮称）」の誘致についての要望書を提出
- ・ 平成5年8月 東京都市長会及び東京都町村会が都知事に「“多摩”東京国体（仮称）」の推進に関する要望書を提出
- ・ 平成13年3月東京都議会で、東京都多摩・島しょの地域振興に係る第68回国民体育大会（夏季・秋季大会）の招致を決議
- ・ 平成13年12月財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）、都知事、東京都教育委員会の三者連名で文部科学省及び財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に開催要望書を提出
- ・ 平成14年1月日体協理事会において、第68回国民体育大会夏季・秋季大会開催申請書提出順序を了解（内々定）
- ・ 平成20年6月都体協、都知事、都教育委員会の三者連名で文部科学省及び日体協へ「第68回国民体育大会開催申請書」を提出
- ・ 平成20年7月日体協理事会において、第68回国民体育大会の東京都での開催が内定
- ・ 平成22年7月日体協理事会において、第68回国民体育大会を、平成25年9月28日（土）から同年10月8日（火）までの11日間を会期として、東京都で開催することが決定

(2) 大会名

第68回国民体育大会

(3) 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

(4) 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

(5) 主 催

(財) 日本体育協会・文部科学省・東京都

※ただし、各競技会については、(財) 日本体育協会加盟競技団体及び会場地区市町村を含めたものとする。

(6) 大会会期

平成25年9月28日(土)～同年10月8日(火)

(7) 実施予定競技

①正式競技37競技

②公開競技3競技

③デモンストレーションとしてのスポーツ行事 50種目

(8) 参加予定人員

約22,000人

※国民体育大会正式競技及び公開競技の選手・監督数で実施予定競技の参加予定人員

2 大会の愛称・スローガン

(1) 大会愛称

スポーツ祭東京2013

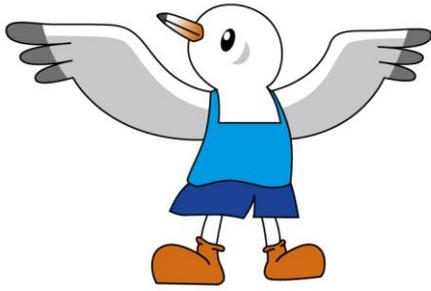
第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を、スポーツの夢と感動を伝える一つの祭典として表しています。

(2) スローガン

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会が、多摩・島しょ地域を中心に、東京都全域を舞台として、アスリートの夢が羽ばたく大会であるという趣旨を表しています。

(3) マスコットキャラクター



名前：ゆりーと

都民の鳥「ゆりかもめ」がモチーフ。

翼を大きく広げたデザインにより、夢や目標に向かって力強く羽ばたこうとする姿を表しています。

第68回国民体育大会武蔵村山市開催競技及び競技会場予定施設

◆ 正式種目

競技名	種別	競技会場	練習会場
ハンドボール	少年女子	武蔵村山市総合体育館	市立第五中学校、他

◆ デモンストレーションとしてのスポーツ行事種目 《予定》

競技名	対象	会場
ウォーキング	都民	狭山丘陵を中心とした 特別コース

※ デモンストレーションとしてのスポーツ行事の種目については、瑞穂町との合同開催となっております。

第1号議案

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立趣意書（案）について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立趣意書（案）は、次頁のとおりとする。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立趣意書（案）

平成25年に東京都で開催される第68回国民体育大会において、武蔵村山市ではハンドボール競技を開催することになりました。

この国民体育大会は、戦後の混乱期からスタートし半世紀以上にわたって広く国民に親しまれ、我が国最大のスポーツの祭典としてその振興とともに健康増進や体力向上の意識の進展に大きく寄与してまいりました。

近年、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、心身の健康管理の意識が高まっており、スポーツと健康に対して多くの市民が関心を持っております。さらにスポーツに対して様々な形で関わることは、学校、家庭、地域社会を結びつけるコミュニケーションの役割を担っております。

この国民体育大会を武蔵村山市で開催することは、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる真の生涯スポーツ社会の実現や、元気で活力のある地域づくりを進める上で、極めて意味深いものであり、「人と緑が織りなす 夢ひろがるやさしいまち」武蔵村山市の素晴らしい自然や文化を広く全国にアピールする絶好の機会であり、市の発展にとって大きな貢献となるものと考えます。

このような意義のある国民体育大会を成功に導くためには、市及び都並び関係機関・団体が緊密な連携のもと、市民の総力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。ここに、市民各界各層からなる「スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会」を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

平成23年3月22日

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立発起人

藤野 勝（武蔵村山市長）

比留間市郎（武蔵村山市議会議長）

宮下 清住（武蔵村山市体育協会会長）

松田 昭男（武蔵村山市商工会会長）

持田 浩志（武蔵村山市教育委員会教育長）

第2号議案

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則（案）について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則（案）は、次頁のとおりとする。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）において、武蔵村山市（以下「市」という。）で開催されるにハンドボール競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画に関すること。
- （2）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （3）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （4）関係競技団体及び関係機関、その他市民団体との連絡調整に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、競技会の開催の準備に必要なこと。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）市機関の関係者（部長相当職以上の者）
- （2）市議会議員
- （3）関係競技団体その他関係機関及び団体の代表及び役職員
- （4）学識経験を有する者
- （5）その他競技会開催準備に関係のある者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

- 4 参与は、重要な事項について参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 会議の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 4 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。
- 8 常任委員会は、第6項第3号に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。
- 9 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、常任委員会を招集するいとまがないとき、又は総会又は常任委員会（以下「総会等」という。）の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 実行委員会の設立時の会計年度は、前項の規定にかかわらず、実行委員会の設立された日から始まるものとし、平成24年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(債権債務の継承)

第20条 実行委員会が解散したときに債権債務があった場合は、当該債権債務は、市に帰属するものとする。

(残余財産)

第21条 実行委員会が解散したときに残余財産があった場合は、当該残余財産は、市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 2 2 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 2 3 年 5 月 1 0 日から施行する。

第3号議案

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会役員・委員等の選任(案)について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会役員・委員等の選任(案)は、次頁のとおりとする。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員名簿(案)

【市・理事者】

No.	所属団体等・役職名	氏名
1	武蔵村山市長	藤野 勝
2	武蔵村山市副市長	山崎泰大
3	武蔵村山市教育委員会教育長	持田浩志

【市議会議員】

No.	所属団体等・役職名	氏名
4	武蔵村山市議会議長	比留間市郎
5	武蔵村山市議会副議長	浜浦雪代
6	武蔵村山市議会議員	高山晃一
7	武蔵村山市議会議員	波多野征敏
8	武蔵村山市議会議員	川島利男
9	武蔵村山市議会議員	善家裕子
10	武蔵村山市議会議員	天目石要一郎
11	武蔵村山市議会議員	大原明彦
12	武蔵村山市議会議員	田代芳久
13	武蔵村山市議会議員	金井治夫
14	武蔵村山市議会議員	須藤 博
15	武蔵村山市議会議員	初山敏夫
16	武蔵村山市議会議員	竹原キヨミ
17	武蔵村山市議会議員	宮崎起志
18	武蔵村山市議会議員	高橋弘志
19	武蔵村山市議会議員	沖野清子
20	武蔵村山市議会議員	吉田 篤
21	武蔵村山市議会議員	高橋 薫

【警察・消防関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
22	警視庁東大和警察署長	留安敬一
23	東京消防庁北多摩西部消防署長	日野 進
24	武蔵村山市消防団団長	高橋勇治
25	武蔵村山市消防団副団長	峰岸宏幸
26	武蔵村山市消防団副団長	加藤 武
27	武蔵村山市消防団副団長	乙幡芳美
28	東大和地区交通安全協会武蔵村山支部担当副会長	市川七郎
29	武蔵村山市防犯協会会長	柳下今朝雄

【学校・教育関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
30	武蔵村山市教育委員会委員長	高橋勝義
31	武蔵村山市教育委員会委員長職務代理者	乙幡忠男
32	武蔵村山市教育委員会委員	土田三男
33	武蔵村山市教育委員会委員	指田登美子
34	東京経済大学学長	久木田重和
35	東京都立上水高等学校校長	高橋伯也
36	東京都立武蔵村山高等学校校長	清水孝二
37	拓殖大学第一高等学校校長	河田昌一郎
38	東京都立村山特別支援学校校長	杉本久吉
39	武蔵村山市立第一中学校校長	市川 晃
40	武蔵村山市立第三中学校校長	齋藤 実
41	武蔵村山市立第四中学校校長	牧野英彦
42	武蔵村山市立第五中学校校長	白戸一範
43	武蔵村山市立小中一貫校村山学園校長	小林政雄
44	武蔵村山市立第一小学校校長	小野將和
45	武蔵村山市立第二小学校校長	小林なほみ
46	武蔵村山市立第三小学校校長	染谷由之
47	武蔵村山市立第七小学校校長	青木秀雄
48	武蔵村山市立第八小学校校長	小野江 隆
49	武蔵村山市立第九小学校校長	加納一好
50	武蔵村山市立第十小学校校長	榊 尚信
51	武蔵村山市立雷塚小学校校長	池谷光二
52	教育を支援する市民の会会長	小山東夫
53	武蔵村山市社会教育委員会議長	浅井康明
54	武蔵村山市文化協会会長	細井 五
55	生涯学習を支援する市民の会会長	長瀧謙彰
56	武蔵村山市青少年補導連絡会会長	比留間 勇
57	武蔵村山市青少年対策地区連絡会会長	森田 裕
58	武蔵村山市青少年対策地区連絡会副会長	永山一人
59	武蔵村山市青少年対策地区連絡会副会長	杉田頼利
60	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会会長	加藤浩一
61	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会副会長	進藤修一
62	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会副会長	内野和典
63	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会副会長	内野道子
64	武蔵村山市私立幼稚園連絡協議会会長	神野三千治
65	武蔵村山市保育園長定例会議会長	豊泉 良

【スポーツ関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
66	武蔵村山市体育協会会長	宮下清住
67	武蔵村山市体育協会副会長	堀田兼光
68	武蔵村山市体育協会副会長	有吉正博

69	武蔵村山市体育協会常任理事	田中正隆
70	武蔵村山市体育協会常任理事	藤野 茂
71	武蔵村山市体育協会常任理事	田口和弘
72	武蔵村山市体育協会常任理事	本村ヒロ子
73	武蔵村山市体育協会常任理事	鈴木一男
74	武蔵村山市体育協会常任理事	渡辺信治
75	武蔵村山市体育協会常任理事	永井清智
76	武蔵村山市体育協会常任理事	岡本安孝
77	武蔵村山市体育協会常任理事	菅谷 馨
78	武蔵村山市体育協会常任理事	長井孝雄
79	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会会長	川島良夫
80	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会副会長	津野 晃
81	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	神山三彦
82	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	谷口貴信
83	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	高橋叔子
84	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	朝倉乙吉
85	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	高橋弘子
86	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	比留間通年
87	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	尾崎康晴
88	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	田畑智美
89	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	丸山美保子
90	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	田口和弘
91	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	外木英美
92	中藤地区体育推進員連絡会会長	野崎富生
93	西部地区体育推進員連絡会会長	矢田 充
94	南部地区体育推進員連絡会会長	加藤誠二
95	北部地区体育推進員連絡会会長	富田康介

【産業・経済関係】

№.	所属団体等・役職名	氏名
96	武蔵村山市金融団代表	中島久波
97	武蔵村山市商工会会長	松田昭男
98	東京みどり農業協同組合村山支店支店長	山崎賢治
99	武蔵村山市農業生産組合会長	神山智明
100	武蔵村山市農業委員会会長	内野厚生

【保健・医療・福祉関係】

№.	所属団体等・役職名	氏名
101	東京都多摩立川保健所長	上木隆人
102	武蔵村山市医師会会長	押切 勝
103	武蔵村山市歯科医師会会長	田島 彰
104	武蔵村山市薬剤師会会長	稲田成子
105	社団福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会会長	高山 泉

【宿泊・衛生関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
106	株式会社純和ホテルズ代表取締役社長	田代純則
107	立川食品衛生協会武蔵村山支部支部長	小見山勝伸

【通信・報道関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
108	郵便事業株式会社武蔵村山支店支店長	大野芳輝
109	マイ・テレビ株式会社代表取締役社長	中川重貴

【輸送・交通関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
110	立川バス株式会社代表取締役社長	下岡祥彦
111	西武バス株式会社取締役社長	池田 敦
112	武陽交通有限会社代表取締役	吉永次郎
113	さやま交通株式会社代表取締役	江郷 勲

【各種関係団体】

No.	所属団体等・役職名	氏名
114	東京武蔵村山ロータリークラブ代表	野島 征
115	東京武蔵村山ライオンズクラブ代表	岩瀬 博
116	国際ソロプチミスト武蔵村山会長	久保田玉乃
117	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター会長	森脇義二郎
118	FDS スポーツクリエイティブ共同体 代表企業 株式会社フクシエンタープライズ代表取締役	福士 満
119	武蔵村山市老人クラブ連合会会長	加園富男
120	武蔵村山市自治会連合会会長	鈴木明美
121	武蔵村山市村山団地連合自治会会長	西田 勇

【市・行政関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
122	武蔵村山市企画財務部長	比留間多一
123	武蔵村山市総務部長	宮崎和雄
124	武蔵村山市総務部付担当参事	阿部和功
125	武蔵村山市市民生活部長	河野幸雄
126	武蔵村山市企画財務部課税・収納担当部長	内野恵司郎
127	武蔵村山市健康福祉部長	池亀武夫
128	武蔵村山市健康福祉部高齢・障害担当部長	小峯邦明
129	武蔵村山市都市整備部長	市川公映
130	武蔵村山市都市整備部建設管理担当部長	内野正利

1 3 1	武蔵村山市教育委員会教育部長	吉川久よ
1 3 2	武蔵村山市教育委員会教育部学校教育担当部長	大橋 明
1 3 3	武蔵村山市教育委員会教育部教育政策担当部長	川上 智
1 3 4	武蔵村山市議会事務局長	大野順布
1 3 5	武蔵村山市会計管理者	宮崎文永

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会役員名簿(案)

No.	役職	所属団体等・役職名	人数
1	参与	武蔵村山市議会議員	15人
2	会長	武蔵村山市長	1人
3	副会長	武蔵村山市議会議長 武蔵村山市体育協会会長 武蔵村山市商工会会長 武蔵村山市副市長 武蔵村山市教育委員会教育長	5人
4	常任委員	武蔵村山市議会副議長 武蔵村山市議会総務文教委員会委員長 武蔵村山市議会厚生産業委員会委員長 武蔵村山市議会建設環境委員会委員長 武蔵村山市体育協会副会長 武蔵村山市体育協会副会長 武蔵村山市体育指導委員連絡協議会会長 武蔵村山市教育委員会教育委員長 武蔵村山市立小学校校長会会長 武蔵村山市立中学校校長会会長 武蔵村山市公立学校PTA連合会会長 警視庁東大和警察署長 東京消防庁北多摩西部消防署長 東京都多摩立川保健所長 武蔵村山市医師会会長 武蔵村山市歯科医師会会長 武蔵村山市薬剤師会会長 立川バス株式会社代表取締役社長 西武バス株式会社取締役社長 武陽交通有限会社代表取締役 さやま交通株式会社代表取締役 社団法人武蔵村山市社会福祉協議会会長 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター会長 武蔵村山市老人クラブ連合会会長 武蔵村山市自治会連合会会長 武蔵村山市村山団地連合自治会会長 武蔵村山市企画財務部長 武蔵村山市市民生活部長 武蔵村山市教育委員会教育部長	29人
5	監事	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会副会長 武蔵村山市会計管理者	2人

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立総会・第1回総会の日程について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立総会・第1回総会

日時：平成23年5月10日（火） 午後3時～

場所：さくらホール（市民会館）小ホール

資料 1

第 68 回国民体育大会武蔵村山市開催準備経過の概要

平成年月	事項
元. 11	東京都市長会、東京都町村会が東京都知事(以下「都知事」)に「東京多摩国体(仮称)」の誘致についての要望書の提出
5. 8	東京都市長会、東京都町村会が都知事に「“多摩”東京国体(仮称)」の推進に関する要望書を提出
13. 3	東京都議会で、東京都多摩・島しょの地域振興に係る第 68 回国民体育大会(夏季・秋季大会)の誘致を決議
13. 12	東京都体育協会(以下「都体協」)、都知事、東京都教育委員会の三者連盟で文部科学省、財団法人日本体育協会(以下「日体協」)に開催要望書を提出
14. 1	日体協理事会において、第 68 回国民体育大会夏季・秋季大会開催申請書提出順序を了解(内々定)
17. 10	会場地選定希望予備調査表提出
18. 10	第 68 回国民体育大会の会場地選定希望調査本調査の実施に伴う、武蔵村山市における実施種目の事務協議を実施
19. 3	東京都より武蔵村山市がハンドボール競技会場として選定
19. 11	第 68 回国民体育大会中央競技団体正規視察
19. 12	都知事、市長間で武蔵村山市における競技開催について合意
20. 4	組織改正により、担当課を生涯学習スポーツ課とする
20. 6	第 68 回国民体育大会におけるデモンストレーションとしてのスポーツ行事の実施種目について、武蔵村山市体育協会及び武蔵村山市体育指導委員連絡協議会との協議を経て、ウォーキングの実施を決定
20. 7	日体協理事会において、第 68 回国民体育大会の東京都での開催が内定
20. 10	第 68 回国民体育大会におけるデモンストレーションとしてのスポーツ行事の実施希望本調査表提出
21. 10	第 64 回国民体育大会トキめき新潟国体ハンドボール競技会視察
22. 2	第 68 回国民体育大会競技別リハーサル大会候補競技会開催について、東京都ハンドボール協会、墨田区と協議し、ジャパンオープンハンドボールトーナメント大会を実施することを決定
22. 7	第 68 回国民体育大会を、平成 25 年 9 月 28 日(土)から同年 10 月 8 日(火)までの 11 日間を会期として、東京都で開催すること、大会愛称、スローガンの決定
22. 10	第 65 回国民体育大会ゆめ半島千葉国体ハンドボール競技会視察
22. 12	第 68 回国民体育大会の競技別の会期、スポーツ祭 2013 のマスコットキャラクター愛称の決定
23. 3	第 68 回国民体育大会スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会設立発起人会開催

資料 2

第 6 8 回国民体育大会開催に向けたスケジュール

	年度	主要日程	スポーツ祭東京2013 武蔵村山市実行委員会	武蔵村山市
3 年 前	平成 22 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">総合視察 (日体協・文科省)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大会開催決定 競技日程決定</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">設立発起人会</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会設立会議</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会 常任委員会 専門委員会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教育委員会 生涯学習スポーツ課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教育委員会 生涯学習スポーツ課 (実行委員会事務局)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">リハーサル大会実施本部</div>
2 年 前	平成 23 年度			
1 年 前	平成 24 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">リハーサル大会</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第 68 回国体開催 (9/28～10/8)</div>		
開 催 年	平成 25 年度		<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会解散</div>	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第 68 回国民体育大会ハン ドボール競技実施本部</div>